

誓約書

宝塚市ファミリーサポートセンター事業による援助において、提供会員が運転する自動車を使っての子どもの送り迎えをお願いしますが、援助活動中に万一事故がおこりましてもご厚意によるものなので一切責任を問わないことを誓約します。

年 月 日

提供会員

様

依頼会員

住所 _____

名前 _____

車を使って活動する際の誓約書について

保育施設への送り迎えなどを使って活動していただくことがあります。そこで万一事故が起きた場合、ファミリーサポートセンターの補償保険が適用されない場合があります（後述にて詳しく説明）、その旨をご理解いただき、お互いの意思を確認していただく為に、誓約書を設けました。事故が起きたときのトラブル防止の為、お手数ですが、車を使っての活動の際は、誓約書をご記入の上、依頼会員から提供会員へお渡してください。

『車での送迎中に事故を起こした場合の保険について』

送り迎えの交通手段に問わず、自動車・自転車・徒歩のいずれの場合でも「サービス提供会員傷害保険」と「依頼子供傷害保険」は適用されます。しかしながら、自動車の場合は「賠償責任保険」は適用されません。

例えば、提供会員が、依頼会員の子どもを乗せて送りに行く途中、提供会員のミスで自動車事故を起こし、自分がケガをし、子どもにもケガをさせた場合、「サービス提供会員傷害保険」と「依頼子供傷害保険」は適用されますが、賠償責任保険は適用されません（賠償事故については提供会員の加入する自動車保険で対応することになります）。

また、ぶつかった相手の車、提供会員の車の修理等も適用されません。

●自動車保険は本保険の中に組み込まれていません。